

女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等調達実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う物品及び公共工事関係を除く役務（以下「物品等」という。）の調達において、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行に配慮しつつ、女性労働者の能力発揮のための取組や仕事と生活の調和などに取り組むことを通じて働き方改革を積極的に進める事業者（以下「女性活躍・働き方改革推進事業者」という。）が行う活動を促進するため、女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等の調達に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「女性活躍・働き方改革推進事業者」とは、次のすべてに該当する者であつて、第4条に規定する登録を受けた者をいう。

- (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (2) 県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (3) 次のいずれかの認証を取得している者であること。
 - イ 県の「女性のチカラを活かす企業」認証
 - ロ 県の「みやぎ働き方改革実践企業」認証

(女性活躍・働き方改革推進事業者の登録の申請)

第3条 女性活躍・働き方改革推進事業者の登録を受けようとする者は、女性活躍・働き方改革推進事業者登録申請書（様式第1号）に認証書の写しを添えて、知事に申請しなければならない。

(女性活躍・働き方改革推進事業者の登録等)

第4条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、女性活躍・働き方改革推進事業者の登録を行うとともに、その旨を記載した書面を当該申請者に交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日付けで行うものとする。

(女性活躍・働き方改革推進事業者の登録の有効期間)

第5条 女性活躍・働き方改革推進事業者の登録の有効期間は、第2条第1号に規定する参加資格の有効期間内で、かつ、認証の有効期間内とする。

(変更届)

第6条 女性活躍・働き方改革推進事業者は、登録内容に変更があつたとき又は認証の更新を行い、引き続き当該登録を希望するときは、女性活躍・働き方改革推進事業者登録内容変更届（様式第2号）により、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

(辞退届)

第7条 女性活躍・働き方改革推進事業者は、次のいずれかに該当するときは、女性活躍・働き方改革推進事業者登録辞退届（様式第3号）により、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 第2条各号のいずれかの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 前条に規定する登録の更新を希望しないとき。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、速やかに受け付けを行い、登録資格を抹消する。

(登録の取消し)

第8条 知事は、女性活躍・働き方改革推進事業者の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 認証を更新したが、第6条又は前条第1項に規定する届出がないとき。
- (2) 前条第1項第1号の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(女性活躍・働き方改革推進事業者の公表)

第9条 知事は、女性活躍・働き方改革推進事業者の登録又は取消等を行ったときは、女性活躍・働き方改革推進事業者登録名簿を作成し、県のホームページ等により公表するものとする。

(一般競争入札及びオープンカウンター方式における取扱い)

第10条 知事は、一般競争入札及びオープンカウンター方式により物品等を調達しようとするときは、女性活躍・働き方改革推進事業者であることを参加資格条件に附することができる。

(指名競争入札における優先指名)

第11条 知事は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、女性活躍・働き方改革推進事業者を他の者に優先して指名するものとする。

(随意契約における優先取扱い)

第12条 知事は、随意契約により物品等を調達しようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより、女性活躍・働き方改革推進事業者を優先的に取扱うものとする。

- (1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、女性活躍・働き方改革推進事業者を他の者に優先して選定するものとする。
- (2) 1人から見積書を徴するときは、女性活躍・働き方改革推進事業者を他の者に優先して選定する機会を多くするものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年9月3日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行の日の前においても、第3条及び第4条の例により、登録の申請等を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。